

防府市障害者福祉施設建替え検討委員会設置要綱

令和5年1月10日制定

(設置)

第1条 この要綱は、次条で規定する、防府市所有の障害者福祉施設（以下、「障害者福祉施設」という。）の建替えに関する検討を行うため、防府市障害者福祉施設建替え検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、運営することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 委員会が検討対象とする障害者福祉施設は、別表に掲げる施設とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって充てる。

- (1) 有識者 2名
- (2) 障害者・福祉関係団体等関係者 若干名
- (3) サービス利用関係者 若干名
- (4) 指定管理者 1名

(所掌事項)

第4条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者福祉施設の建替えに関する事項
- (2) その他、委員長が必要と認める事項

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長を及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長

が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、定足数を定めず、またやむを得ない理由により出席できない場合も代理出席を求めないものとする。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議へ出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 第6条第4項の規定により会議に出席した者は、出席した会議において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

別表（第2条関係）

施設名	所在地
防府市大平園	大字牟礼 10114 番地の 1
防府市愛光園	大字牟礼 10084 番地の 1
防府市なかよし園	大字牟礼 10084 番地の 1